（同）　同
（同）　同
（東京家庭裁判所判事兼東京地方裁判所判事・立川簡易裁判所判事）同
（名古屋高等裁判所判事・名古屋簡易裁判所判事）同
（同）　同
（名古屋地方裁判所判事兼名古屋家庭裁判所判事・岡崎簡易裁判所判事）同
（津地方裁判所判事兼津家庭裁判所判事・津簡易裁判所判事）同
（福岡高等裁判所判事・福岡簡易裁判所判事）同
（山形地方裁判所判事兼山形家庭裁判所判事・鶴岡簡易裁判所判事）判事兼簡易裁判所判事
（東京地方裁判所判事補・東京簡易裁判所判事）判事補兼簡易裁判所判事
（同）　同
（同）　同
（東京地方裁判所判事補兼東京家庭裁判所判事補・立川簡易裁判所判事）同
（名古屋家庭裁判所判事補兼名古屋地方裁判所判事補・半田簡易裁判所判事）同

大畑　拓也
竹内友紀子
吉川　慶

吉村美夏子
寺本　明広
石川真紀子

加藤　靖之

竹内　浩史

杉原　崇夫

田岡　薫征

石田　太郎
川口　寧
金澤　康
藤本　拓大

林　ほなみ

平山　裕也

願に依り本官並びに兼官を免ずる（各通）（以上三月三十一日）

（内閣官房内閣情報調査室内閣情報調査室）内閣情報調査室所長）内閣事務官

納冨　中

国家公務員法第八十一条の二第一項の規定により令和七年三月三十一日限り定年退職

（内閣官房内閣情報調査室内閣衛星情報センター技術部長）

木村　賢二

文部科学省に出向させる
（内閣官房内閣審議官（内閣事務官）
農林水産省に出向させる
内閣感染症危機管理統括庁の併任を解除する

（内閣官房内閣審議官（内閣情報調査室））内閣事務官

加藤　達也

任期を令和八年三月三十一日まで更新する

（文部科学省大臣官房審議官（科学技術・学術政策局担当））

髙谷　浩樹

（文部科学省大臣官房付）同

髙橋　宏治

内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する（各通）

（警察庁警備局外事情報部付）

山田　雅史

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣情報調査室））に転任させる

（厚生労働省職業安定局雇用開発部地域雇用対策課長）厚生労働事務官

佐藤　広道

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に併任する

（内閣官房内閣参事官（内閣情報調査室））内閣事務官

野田　哲之

警察庁に出向させる

（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））内閣事務官

東　高士

総務省に出向させる

（文部科学省大臣官房付）文部科学事務官

岡　貴子

（厚生労働省職業安定局雇用開発部地域雇用対策課長）厚生労働事務官

福岡　洋志

（国土交通省大臣官房付）国土交通事務官

髙田　誠子

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する（各通）（以上三月三十一日）

公正取引委員会

（東北事務所長）内閣府事務官

白石　文男

官房付に転任させる（三月二十九日）

（経済取引局取引部長）内閣府事務官

真渕　博

（官房付）同

白石　文男

（経済取引局企業結合課上席企業結合調査官）同

相澤　央枝

（経済取引局取引部企業取引課企画官）同

大泉　智彦

辞職を承認する（各通）（三月三十一日）

長野県

○議長選挙

山岸喜昭議長は、三月十三日辞職し、同日次の者が選挙された。

議長　依田　明善

○副議長選挙

続木幹夫副議長は、三月十三日辞職し、同日次の者が選挙された。

副議長　中三　博司

公告

諸事項

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

1．供託者の商号　竹内　秀夫(竹内投資研究会)
2．住所　東京都江戸川区西一之江一丁目15番３号
3．代表者の氏名　竹内　秀夫
4．取戻しをしようとする営業保証金の額
5,000,000円
5．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第849号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、令和７年10月２日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
6．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

令和７年４月２日

関東財務局長　目黒　克幸

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

1．供託者の商号　福永　爲善（北浜流一郎）
2．住所　神奈川県横浜市港北区日吉本町６丁目54番16号
3．代表者の氏名　福永　爲善
4．取戻しをしようとする営業保証金の額
5,000,000円
5．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第2272号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、令和７年10月２日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
6．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

令和７年４月２日

関東財務局長　目黒　克幸

相続権主張の催告